

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 随意契約の相手方の決定について	教育総務課	1頁
正 誤 ○ 平成25年3月29日付け号外	教育総務課	1頁

お 知 ら せ

平成25年5月7日付け三重県公報第2493号に「随意契約の相手方を決定した旨」が次のように掲載されました。

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成25年5月7日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

1 特定役務の名称及び数量	学校情報ネットワークシステム保守委託業務
2 担 当 部 局	津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課 総務・相談・情報班
3 契約の相手方を決定した日	平成25年4月1日
4 契 約 の 相 手 方	三重県津市羽所町375番地 百五明治安田ビル7階 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 三重営業所 営業所長 渡邊 卓也
5 契 約 金 額	84,000,000円（うち消費税及び地方消費税 4,000,000円）
6 決 定 手 続	随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号及び2号に該当

正 誤

平成25年3月29日付け三重県教育公報号外に登載しました、三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令中

ページ 7 行 15

誤

「であって、作成する公文書の保存期間が1年未満であるときにおいて」

正

「であって、作成する公文書の保存期間が1年未満以外のものであるときにおいて」

発行
地番13町明広市
津市
三重県教育委員会

印刷
黒川印刷
株式会社